

内閣府、総務省、財務省、  
 ○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、告示第 号  
 経済産業省、国土交通省、環境省

技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）の一部を次のように改正し、令和四年 月 日から施行する。

令和四年 月 日

内閣総理大臣 名  
 総務大臣 名  
 財務大臣 名  
 文部科学大臣 名  
 厚生労働大臣 名  
 農林水産大臣 名  
 経済産業大臣 名  
 国土交通大臣 名  
 環境大臣 名

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
第一 （略）	技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法	第一 （略）	技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法
第二	認証業務の実施に当たっての体制等	第二	認証業務の実施に当たっての体制等

- 1 認証業務に関する書類の保存  
機関は、少なくとも以下の書類を、それぞれの書類ごとに定める期間保存するものとする。
  - 一 認証業務を実施するに当たって依頼者との間で締結した契約の書面等認証業務を実施する過程で依頼者と取り交わした文書及び認証の付与の決定に関する評価書等認証業務のプロセスを事後的に確認するために必要な書類 認証証明書を交付した日（認証を付与しない決定をした場合にはその決定をした日）から三年間
  - 二 (略)
- 2 認証業務の記録の管理  
機関は、1の一及び二に掲げる書類の保存に係る記録簿を作成し、当該書類の保存の期間に応じ、適切な期間保存するとともに、次に掲げる事項についての記録簿を作成し、次に掲げる事項が最後に記録された日から三年間保存するものとする。
  - 一 (略)
  - 二 この告示の第三に規定する審査に従事することができる者（以下「審査業務従事者」という。）の氏名及び住所、専門的地位及び認証に係る経歴、研修等の受講状況、能力の評価、機関内における権限その他の機関が認証業務に従事する者の監督をするために必要な事項（それぞれの事項を記載した日を含む。）
- 3・4 (略)
- 5 認証業務における公平性の確保
  - 一～六 (略)
- 七 機関は、特定の指導助言業務を受けることで認証業務の費用が安くなること又は認証の取得が容易になること等をして

- 1 認証業務に関する書類の保存  
機関は、少なくとも以下の書類を、それぞれの書類ごとに定める期間保存するものとする。
  - 一 認証業務を実施するに当たって依頼者との間で締結した契約の書面等認証業務を実施する過程で依頼者と取り交わした文書（認証証明書の交付に当たって締結する契約の書面を含む。）及び認証の付与の決定に関する評価書等認証業務のプロセスを事後的に確認するために必要な書類 認証証明書の交付に当たって依頼者と契約した日（認証を付与しない決定をした場合にはその決定をした日）から三年間
  - 二 (略)
- 2 認証業務の記録の管理  
機関は、1の一及び二に掲げる書類の保存に係る記録簿を作成し、当該書類の保存の期間に応じ、適切な期間保存するとともに、次に掲げる事項についての記録簿を作成し、次に掲げる事項が最後に記録された日から三年間保存するものとする。
  - 一 (略)
  - 二 この告示の第三の2の第一次審査、3の第二次審査又は4の現地審査に従事することができる者（以下「審査業務従事者」という。）の氏名及び住所、学歴及び専門的地位、認証に係る経歴、研修等の受講状況、能力の評価、機関内における権限その他の機関が認証業務に従事する者の監督をするために必要な事項（それぞれの事項を記載した日を含む。）
- 3・4 (略)
- 5 認証業務における公平性の確保
  - 一～六 (略)
- 七 機関は、特定の指導助言業務を受けることで認証業務の費用が安くなること又は認証の取得が容易になること等をして

はならず、及び示してはならないものとする。

6・7 (略)

### 第三 認証業務の実施のプロセス

機関は、認証業務の実施に当たっては、技術等情報漏えい防止措置基準のⅠの第二からⅦまでに定められた措置のうち依頼者が講じている措置の状況を、次に掲げるプロセスにより確認していくものとする。

1 申込み

一～三 (略)

四 機関は、認証の取得の範囲の特定の後で、機関と依頼者の負うべき責任を考慮した上で契約条件等を設定し、依頼者との合意の下で、認証の業務に係る契約（以下「認証業務契約」という。）を締結するものとする。

五 認証業務契約には、次に掲げる事項を含むものとする。

イ (略)

ロ 少なくとも次の事項を記載した審査計画書であつて、依頼者との間で合意したもの。

- (1) 想定される審査工数（依頼者が実施することを決定した措置の対象となる技術等情報の量並びに種類、当該技術等情報に関わる事業部門の数、当該事業部門の従業員等の数、属性（年齢構成、情報の適切な管理に係る意識等）及び外注先の数並びにJIS Q27001等類似の認証又は情報セキュリティ監査制度に基づく情報セキュリティの監査を受けている状況やJIS Q27006附属書Cの表C-1等のうち機関として必要と判断したものを勘案し、決定するものとする。）及び審査日数
- (2) 予定される審査業務従事者
- (3) 依頼者から提供された文書の審査及び事務所等に

はならず、及び示してはならないものとする。

6・7 (略)

### 第三 認証業務の実施のプロセス

機関は、認証業務の実施に当たっては、技術等情報漏えい防止措置基準のⅠの第二からⅦまでに定められた措置のうち依頼者が講じている措置の状況を、次に掲げるプロセスにより確認していくものとする。

1 申込み

一～三 (略)

四 機関は、認証の範囲の特定の後で、機関と依頼者の負うべき責任を考慮した上で契約条件等を設定し、依頼者との合意の下で、認証の業務に係る契約（以下「認証業務契約」という。）を締結するものとする。

五 認証業務契約には、次に掲げる事項を含むものとする。

イ (略)

(新設)

赴き実施する現地審査その他これらに類似する審査（以下「現地審査等」という。）の審査事項、現地審査等のために依頼者が実施すべき事項その他必要な事項

ハ 依頼者が現地審査等において、機関及び依頼者以外の第三者の同席を希望する場合には、その旨

六 機関は、依頼者に対して、審査計画書に記載された事項について、当該依頼者の理解を深めるために適切な説明を行うこと。

七 機関は、申込みの際し、認証の付与の決定を行った場合に依頼者に対して遵守を求める第三の5の一に掲げる事項について、あらかじめ説明を行うものとする。

八 (略)

## 2 現地審査等

一 機関は、認証業務契約の締結の後において、依頼者が実施することを決定した技術等情報漏えい防止措置基準に定められた措置について、技術等情報漏えい防止措置基準に適合しているか否かを、現地審査等によって確認するものとする。

二 機関は、依頼者に対して、技術等情報漏えい防止措置基準において求められる文書（必要に応じて現地審査等の前に確認すべき事項等に係る文書を含む。以下第五号イにおいて同じ。）について、当該文書の有無及び当該文書における記載内容等を確認するため、当該文書の開示等を求めるものとする。

三 機関は、依頼者に対して、現地審査の受入れ可能時期について、少なくとも一月前には通知を行うよう要請するものとする。

四 現地審査等を行う審査業務従事者は、一人であるか複数であるかを問わないが、一人である場合には、機関は、その審

五 依頼者が第二次審査又は現地審査において、機関及び依頼者以外の第三者の同席を希望する場合には、その旨

(新設)

(新設)

六 (略)

## 2 第一次審査

一 機関は、認証業務契約の締結の後において、依頼者が実施することを決定した技術等情報漏えい防止措置基準に定められた措置について、技術等情報漏えい防止措置基準に適合しているか否かを依頼者自らがチェックするためのチェックシートとの送付と回答を得ることによる第一次審査を実施するものとする。

二 機関は、一のチェックシートを送付するに当たっては、依頼者に対し、情報セキュリティ監査制度（情報セキュリティ監査基準（平成十五年経済産業省告示第百十四号）に基づいて実施されているものをいう。以下同じ。）に基づく情報セキュリティ内部監査人の認定（情報セキュリティ監査基準に基づいて実施されているものをいう。以下同じ。）を受けたこと等により情報セキュリティ及び監査についての知見を有する従業員等又は当該依頼者以外の者が実施する情報セキュリティ及び監査についてのトレーニングを受けたこと等によ

査の手法の適切性を事後的に確認することができるような必要措置を講ずるものとする。

五 審査業務従事者は、現地審査等において、主に次に掲げる事項についての審査を実施し、審査報告書の作成に当たって必要となる事実等の確認をするものとする。この場合において、審査業務従事者は、事実等の確認に当たっては、依頼者に機器の操作を促すこと等により、自らの行為により依頼者の資産への影響を及ぼさないように配慮するものとする。

イ 技術等情報漏えい防止措置基準において求められている文書については、文書の有無及び内容等が技術等情報漏えい防止措置基準に適合しているか否かの確認。

ロ 技術等情報漏えい防止措置基準において物理的措施などハードウェアに関して明確な措置が求められている事項については、個別具体的に依頼者が実施している措置が技術等情報漏えい防止措置基準に適合しているか否かの確認。

ハ 技術等情報漏えい防止措置基準において求められるトレーニングの状況又は技術等情報の管理のプロセス等については、依頼者の職員のうち当該トレーニングを受け、又は技術等情報の管理のプロセスを実践している者から聞き取りをし、及びこれらの記録を確認すること等による、技術等情報漏えい防止措置基準において求められている事項が実践されているか否かの確認。

ニ 電子情報の管理については、技術等情報漏えい防止措置基準のうち依頼者が実施することを決定した措置において求められていることが実践されていることを従業員等から聞き取りをし、及び記録を確認すること等による、個別具体的に依頼者が実施している措置が、技術等情報漏えい防止措置基準に適合しているか否かの確認。

り監査についての知見を有すると考えられる IT コーディネーター等の技術的知見を有する者による監査を受けた後でチェックシートの回答をするよう求めるものとする。

三 機関は、チェックシートの送付とその回答を得た上で、二の情報セキュリティ及び監査についての知見を有する者による監査を受けた後で回答がされているかを確認し、当該監査を受けていない回答である場合には、依頼者との合意の範囲において、対話を通じ、又は必要な文書の提供を求めらるる等を通じて、チェックシートの回答についての審査業務従事者による確認を行うこと等により、適切な審査を行うものとする。

四 機関は、第一次審査が終了した後で、依頼者に対して第一次審査の結果を通知し、及び依頼者からの要請に応じ、チェックシートへの回答が技術等情報漏えい防止措置基準と適合していない部分についての所見及び当該部分についての要求事項を明確にするための説明に限り、指導助言業務として実施するものとする。

五 機関は、依頼者との合意に基づき、期限を設けて、技術等情報漏えい防止措置基準に適合していない部分については是正を求めるものとする。

六 機関は、五の期限の後で、対話を通じ、又は必要な文書の提供を受けること等を通じて適切な審査を行うものとする。ただし、依頼者の希望する認証の取得の範囲が第一次審査に限定したものでない場合は、この限りでない。

七 機関は、少なくとも次の事項を記載した審査計画書を作成し、依頼者に送付するものとする。

イ 想定される審査工数（依頼者が実施することを決定した措置の対象となる技術等情報の量及び種類、当該技術等情

- ホ 依頼者が個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）等の法令（行政機関又は行政機関による委任を受けた行政機関以外の者が公表している通達又はガイドライン等を含む。以下同じ。）により情報の適切な管理を求められていることを確認した場合は、関係者への聞き取り等を通じた、当該法令が遵守されているか否かの確認。
- 六 審査業務従事者は、過去の情報管理の事故の状況及びその事故への対応並びに依頼者における技術等情報漏えい防止措置基準に係る理解度、実践状況又は将来の計画について、情報管理の責任者からの聞き取りを実施するものとする。
- 七 審査業務従事者は、現地審査等を行う中で、依頼者との合意に基づき、技術等情報漏えい防止措置基準と適合していない部分については是正を求めることとし、併せて当該是正のための期限についても依頼者との合意に基づき設けることとする。この場合において、依頼者からの要請に応じ、どの部分が適合していないのかの説明に限り、指導助言業務として実施するものとする。審査業務従事者は、当該期限の後で、当該部分に係る是正の状況についての審査をこの告示に定める認証業務の手法に沿って適切に実施するものとする。
- 八 審査業務従事者は、現地審査等が終了した後で、依頼者に対して、結果を通知し、及び技術等情報漏えい防止措置基準と適合していない部分についての要求事項を明確にするための説明に限り、指導助言業務として実施するものとする。
- 九 機関は、審査計画書を変更する必要がある場合には、審査計画書を変更し、依頼者との間でその内容について合意を得るものとする。
- 十 機関は、依頼者が関連する法令により情報の適切な管理を求められていると考えられる場合には、依頼者に照会し、そ

- 報に関わる事業部門の数、当該事業部門の従業員等の数、属性（年齢構成、情報の適切な管理に係る意識等）及び外注先の数並びにJISQ27001等類似の認証又は情報セキュリティ監査制度に基づく情報セキュリティの監査を受けている状況やJISQ27006付属書Cの表C-1等のうち機関として必要と判断したものを勘案し、決定するものとする。）及び審査日数
- ロ 予定される審査業務従事者
- 八 機関は、依頼者が個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）等の法令（行政機関又は行政機関による委任を受けた行政機関以外の者が公表している通達又はガイドライン等を含む。以下同じ。）により情報の適切な管理を求められていると考えられる場合には、依頼者に照会し、その法令の名称を確認するものとする。
- 九 審査計画書の内容は、依頼者との間の合意により成立するものとする。
- 十 認証業務契約に係る書面には、審査計画書の合意の後で第二次審査以降のプロセスに入ることの明記するものとする。
- 十一 機関は、依頼者に対して、審査計画書に記載された事項について、当該依頼者の理解を深めるために適切な説明を行うものとする。

の法令の名称を確認するものとする。

十一 審査業務従事者は、依頼者が個人情報情報の保護に関する法律等の法令により情報の適切な管理が求められているにも関わらず、その遵守状況に疑義があると認められた場合には、速やかに機関に報告をするものとし、機関は、当該法令を所管する行政機関等に報告をするものとする。この場合において、機関は、当該行政機関等からの指示があるまで当該依頼者に係る認証業務の実施を停止するものとする。

(削る)

### 3 第二次審査

一 第二次審査は、審査業務従事者が機関の事務所において開示等をされた文書を確認すること、依頼者の事務所へ赴き開示等をされた文書を確認することその他開示された文書等を適切な方法により確認することで行うものとする。

二 機関は、依頼者に対して、技術等情報漏えい防止措置基準において求められる文書（必要に応じて現地審査の前に確認すべき事項等に係る文書を含む。）について、当該文書の有無及び当該文書における記載内容等を確認するため、当該文書の開示等を求めるものとする。

三 依頼者から文書の開示等をされた機関の審査業務従事者は、当該文書の確認を行い、その確認の終了後、確認の結果を依頼者に通知するものとする。この場合において、開示等をされた文書が技術等情報漏えい防止措置基準に適合していないうときは、通知書にその旨を記載するとともに、依頼者からの要請に応じ、どの部分が適合していないかの説明に限り、指導助言業務として実施するものとする。

四 機関は、第二次審査の確認の結果の通知をした後で、依頼者に対して、現地審査における審査事項、現地審査のために依頼者が準備すべき事項その他必要な事項を説明するものと

- し、当該依頼者から、現地審査の受入れ可能時期について、少なくとも一月前には通知を行うよう要請するものとする。
- 五 機関は、四にかかわらず、依頼者との間で合意している場合には、第二次審査を現地審査と同時に行うことができる。この場合において、四中「第二次審査の確認の結果」とあるのは「第一次審査の結果」とする。
- 六 機関は、第二次審査の結果により審査計画書を変更する必要がある場合には、審査計画書を変更し、依頼者との間でその内容についての合意を得るものとする。

#### 4 現地審査

- 一 現地審査は、審査業務従事者が実際に依頼者の事務所等に赴き、審査を行うものとする。
- 二 現地審査を行う審査業務従事者は、一人であると複数であるかを問わないが、一人である場合には、機関は、その審査の手法の適切性を事後的に確認することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 三 審査業務従事者は、現地審査において、主に以下の点についての審査を実施し、審査報告書の作成に当たって必要となる事実等の確認をするものとする。この場合において、審査業務従事者は、事実等の確認に当たっては、依頼者に機器の操作を促すこと等により、自らの行為により依頼者の資産への影響を及ぼさないように配慮して確認するものとする。
- イ 技術等情報漏えい防止措置基準において物理的措置などハードウェアに関して明確な措置が求められている事項については、個別具体的に依頼者が実施している措置が技術等情報漏えい防止措置基準に適合しているか否か。
- ロ 技術等情報漏えい防止措置基準において求められるトリーミングの状況又は技術等情報の管理のプロセス等について

(削る)

ては、依頼者の職員のうち当該トレーニングを受け、又は技術等情報の管理のプロセスを実践している者から聞き取りをし、及びこれらの記録を確認すること等により、技術等情報漏えい防止措置基準において要求されていることが実践されているか否か。

ハ 電子情報の管理については、技術等情報漏えい防止措置基準のうち依頼者が実施することを決定した措置において要求されていることが実践されていることを従業員等から聞き取りをし、及び記録を確認すること等により、個別具体的に依頼者が実施している措置が、技術等情報漏えい防止措置基準に適合しているか否か。

ニ 第一次審査において、依頼者が個人情報保護に関する法律等の法令により情報の適切な管理を求められていることを確認した場合は、関係者への聞き取り等を通じて、当該法令により求められていることが遵守されているか否か。

四 審査業務従事者は、過去の情報管理の事故の状況及びその事故への対応並びに依頼者における技術等情報漏えい防止措置基準に係る理解度、実践状況又は将来の計画について、情報管理の責任者からの聞き取りを実施するものとする。

五 審査業務従事者は、現地審査が終了した後で、依頼者に対して、現地審査の結果を通知し、並びに技術等情報漏えい防止措置基準と適合していない部分についての要求事項を明確にするための説明に限り、指導助言業務として実施するものとする。

六 審査業務従事者は、依頼者との合意に基づき、期限を設けて、技術等情報漏えい防止措置基準と適合していない部分についての是正を求めるものとする。この場合において、審査

業務従事者は、当該期限の後で、当該部分に係る是正の状況についての審査をこの告示に定める認証業務の手法に沿って適切に実施するものとする。

七 審査業務従事者は、依頼者が個人情報保護に関する法律等の法令により情報の適切な管理が求められているにも関わらず、その遵守状況に疑義があると認められた場合には、速やかに機関に報告をするものとし、機関は、当該個人情報の保護に関する法律等の法令に係る行政機関等に報告をするものとする。この場合において、機関は、当該行政機関等からの指示があるまで認証業務の実施を停止するものとする。

### 5 審査報告書の作成

一 審査業務従事者は、現地審査（4の六の是正をしていく部分がある場合については、当該部分の審査を含む。）が終了した後、第一次審査、第二次審査及び現地審査の結果を踏まえて、少なくとも以下の事項を含む審査報告書を作成するものとする。

- イ (略)
- ロ 認証の範囲
- ハ 第一次審査、第二次審査及び現地審査に関わった審査業務従事者の氏名
- ニ 第一次審査、第二次審査及び現地審査を実施した日時及び場所
- ホ・ヘ (略)

### 二・三 (略)

四 一にかかわらず、依頼者が認証の範囲を第一次審査の範囲に限定して認証の取得を希望した場合には、第一次審査を実施した審査業務従事者は、一のイ及びロ、審査業務従事者の氏名、第一次審査を実施した日時並びに2の三の審査の内容

### 3 審査報告書の作成

一 審査業務従事者は、現地審査等（2の十の是正をしていく部分がある場合については、当該部分の審査を含む。）が終了した後、現地審査等の結果を踏まえて、少なくとも以下の事項を含む審査報告書を作成するものとする。

- イ (略)
- ロ 認証の取得の範囲
- ハ 現地審査等に関わった審査業務従事者の氏名
- ニ 現地審査等を実施した日時及び場所
- ホ・ヘ (略)

### 二・三 (略)

(削る)

を記載した審査報告書を作成するものとする。

#### 6 (略)

##### 7 認証証明書の交付

- 一 機関は、認証の付与の決定をした場合は、依頼者との間で、認証の信頼性を確保するために必要な事項として少なくとも次に掲げる事項を含む契約を締結するものとし、当該契約の締結の後で、認証証明書を依頼者に交付するものとする。
- イ 認証を維持することは、認証証明書の交付を受けた依頼者の役割であること。
- ロ 認証は、依頼者が講じた技術等情報漏えい防止措置についての当該依頼者が認証を受けた時点の評価であり、これと同じ状態を維持し、かつ、認証の有効期間内である限りにおいて、技術等情報漏えい防止措置基準に適合する旨を認証するものであること。
- ハ 認証は、技術等情報の漏えいが起こらないことを保証するものではないこと。
- ニ 認証は、依頼者と機関との間の契約の範囲内で依頼者が活用する範囲において有効であること。
- ホ 認証は、認証証明書に記載された宛名及び認証の範囲におけるものであること。
- ヘ 依頼者は、認証の有効期間内においても、機関が定める周期又はその認証に係る苦情等に対応するために必要な時期において、機関による技術等情報漏えい防止措置基準に定められた措置に適合することの確認を受けること。
- ト 認証は、当該認証の有効期間ごとに、その更新を受けなければ失効するものとし、失効した場合には、認証証明書の機関への返却等機関が定める方法で認証証明書の処分をするものとする。

#### 4 (略)

##### 5 認証証明書の交付

- 一 機関は、二の認証証明書の交付の前に、次に掲げる事項を記載した文書を交付して、依頼者に対して合意を求めるとする。
- イ 認証を維持することは、認証証明書の交付を受けた依頼者の役割であること。
- ロ 認証は、依頼者が講じた技術等情報漏えい防止措置についての当該依頼者が認証を受けた時点での評価であり、これと同じ状態を維持し、かつ、認証の有効期間内である限りにおいて、技術等情報漏えい防止措置基準に適合する旨を認証するものであること。
- ハ 認証は、技術等情報の漏えいが起こらないことを保証するものではないこと。
- ニ 認証は、依頼者と機関との間の契約の範囲内で依頼者が活用する範囲において有効であること。
- ホ 認証は、認証証明書に記載された宛名及び認証の取得の範囲におけるものであること。
- ヘ 依頼者は、認証の有効期間内においても、第四の定期報告を行うとともに、その認証に係る苦情等に対応するため必要な時期において、機関による技術等情報漏えい防止措置基準に定められた措置に適合することの確認を受けること。
- ト 認証は、当該認証の有効期間中に、その更新を受けなければ失効するものとし、失効した場合には、認証証明書の機関への返却等機関が定める方法で認証証明書の処分をするものとする。

チ 依頼者は、認証の取得の範囲において、技術等情報の漏えいの事故、当該依頼者の取引先からの技術等情報の管理に係る苦情等があった場合には、その記録をし、機関に対して報告を行い、及び機関における当該記録の利用を確保すること。

リ 依頼者は、認証を受けた時点からの体制の変更その他の認証に影響を与え、又は与え得る変更が生じたときは、遅滞なく、機関に対して報告を行うこと。

ヌ 機関は、第三者からの照会等に対して適切に対応するために、依頼者に理由を示して必要な対応を求めらるること。

ル 機関は、依頼者がへの確認を受けることを拒否した場合、認証が失効した場合、チ又はリの報告が行われない場合、ヌの対応を求め、その対応が行われない場合その他の認証の信頼性に影響を与えている状態があると判断する場合には、依頼者に対し、その理由を示し、認証証明書の機関への返納、認証を取得したことを他者に知らしめる文書（パンフレット等）からの掲載の撤廃等を求めることができること。

ヲ 依頼者は、ルの求めを機関から受けた場合であつて、その求めに応じないときは、機関から損害賠償の請求を受け、又は機関により依頼者の氏名若しくは名称の公表等の措置を講じられることがあること。

ク 機関は、認証を取得した依頼者以外の者から、当該依頼者が認証を取得したか否かの照会等があった場合には、依頼者の事前の承諾を得てから、当該依頼者以外の者に対して回答を行うこと。

カ 依頼者は、認証証明書の写しを他の者に提供する場合は

チ 依頼者は、認証の範囲において、技術等情報の漏えいの事故、当該依頼者の取引先からの技術等情報の管理に係る苦情等があった場合には、その記録をし、機関に対して報告を行い、及び機関における当該記録の利用を確保すること。

リ 依頼者は、認証を受けた時点からの体制の変更その他の認証に影響を与え、又は与え得る変更が生じたときは、遅滞なく、機関に対して報告を行うこと。

ヌ 機関は、第三者からの照会等に対して適切に対応するために、依頼者に理由を示して必要な対応を求めらるること。

ル 機関は、依頼者がへの確認を受けることを拒否した場合、認証が失効した場合、チ又はリの報告が行われない場合、ヌの対応を求め、その対応が行われない場合その他の認証の信頼性に影響を与えている状態があると判断する場合には、依頼者に対し、その理由を示し、認証証明書の機関への返納、認証を取得したことを他者に知らしめる文書（パンフレット等）からの掲載の撤廃等を求めることができること。

ヲ 依頼者は、ルの求めを機関から受けた場合であつて、その求めに応じないときは、機関から損害賠償の請求を受け、又は機関により依頼者の氏名若しくは名称の公表等の措置を講じられることがあること。

ク 機関は、認証を取得した依頼者以外の者から、当該依頼者が認証を取得したか否かの照会等があった場合には、依頼者の事前の承諾を得てから、当該依頼者以外の者に対して回答を行うこと。

カ 依頼者は、認証証明書の写しを他の者に提供する場合は

、その全部を複製し、又は契約書で記載された方法に従って複製し、提供すること。

ヨ 依頼者は、認証を取得した場合は、別に定める認証マークに関する使用規約を遵守し、目的外での認証マークの表示を行わないこと。

二 機関は、認証の付与の決定をしたときは、次に掲げる事項を記載した認証証明書を依頼者に交付するものとする。

イ 依頼者の氏名又は名称及び住所

ロ 機関の氏名又は名称、住所及び認定番号

ハ 認証の付与の決定を行った年月日

ニ 認証証明書を交付した年月日

ホ 認証の取得の範囲（技術等情報漏えい防止措置基準に定められた措置のうち依頼者が選択し、措置することを決定したものを明らかにするとともに、それぞれの措置が適合しているか否かを含む。）

ヘ 認証証明書番号

ト 別紙第一で定める認証マーク

チ 認証の有効期間（認証証明書を交付した日から三年とする。）

、その全部を複製し、又は契約書で記載された方法に従って複製し、提供すること。

二 機関は、依頼者が認証の範囲を第一次審査に限定して認証の取得を希望した場合であって認証の付与を決定したときの契約には、一に掲げる事項に加えて、認証の有効期間内に技術等情報の漏えいの事故が生じ、又は当該依頼者の取引先等からの技術等情報の管理に係る当該依頼者に係る苦情等があった場合には、第二次審査又は現地審査を求め、求めに応じないときは、認証証明書の返納等機関が定める方法で認証証明書の処分をし、並びに一のル及びワの措置がとられることがあることを含むものとする。

三 機関は、依頼者が認証の範囲を第一次審査の範囲に限定して認証の取得を希望した場合であって、認証の付与を決定したときは、自己適合宣言である旨及び少なくとも次に掲げる事項を記載した認証証明書を依頼者に対して交付するものとする。

イ 依頼者の氏名又は名称及び住所

ロ 機関の氏名又は名称、住所及び認定番号

ハ 第一次審査を実施した期間

ニ 認証証明書を交付した年月日

ホ 認証の範囲（技術等情報漏えい防止措置基準に定められた措置のうち依頼者が選択し、措置することを決定したものを明らかにし、それぞれの措置が適合しているか否かを含む。）

ヘ 認証証明書番号

ト 認証の有効期間（認証証明書を交付した日から三年を上限とする。）

チ 2の三の審査の内容

リ 依頼者に対して指導助言業務を実施した場合には、その旨

四 三以外の場合の認証証明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

イ 依頼者の氏名又は名称及び住所

ロ 機関の氏名又は名称、住所及び認定番号

ハ 第一次審査、第二次審査及び現地審査を実施した期間並びに認証の付与の決定を行った年月日

ニ 認証証明書を交付した年月日

ホ 認証の範囲（技術等情報漏えい防止措置基準に定められた措置のうち依頼者が選択し、措置することを決定したものを明らかにし、それぞれの措置が適合しているか否かを含む。）

へ 認証証明書番号

ト 認証の有効期間（認証証明書を交付した日から三年を上限とする。）

チ 認証業務の実施中に指導助言業務を実施した場合はその旨、審査事項を省略した場合はその旨その他認証の信頼性を確保するために必要な事項

8 審査業務従事者の審査に係る能力の確保等

一～六 (略)

七 機関は、審査報告書の検証及び認証の付与の決定を行う審査業務従事者について、自ら又は組織統制法人が雇用する審査業務従事者を充てる場合には、自ら又は組織統制法人が雇用する審査業務従事者のうち、第一次審査、第二次審査及び現地審査を実施した審査業務従事者と同等以上の審査業務の経験を有する者を充てるよう努めるものとする。

9・10 (略)

6 審査業務従事者の審査に係る能力の確保等

一～六 (略)

七 機関は、審査報告書の検証及び認証の付与の決定を行う審査業務従事者について、自ら又は組織統制法人が雇用する審査業務従事者を充てる場合には、自ら又は組織統制法人が雇用する審査業務従事者のうち、現地審査等を実施した審査業務従事者と同等以上の審査業務の経験を有する者を充てるよう努めるものとする。

7・8 (略)

<p>9 その他</p> <p>一 機関は、審査業務を実施するに当たり、依頼者がJISQ 27001等の類似の認証を受けている場合、情報セキュリティ監査制度に基づく監査人による情報セキュリティの監査を受けている場合等には、当該機関が合理的と判断する範囲において、<u>現地審査等</u>の一部を省略することができるものとする。この場合において、機関は、省略した審査事項を認証証明書に理由を付記して記載するものとする。</p> <p>二 (略)</p> <p><u>第四 定期報告</u></p> <p>1 認証の有効期間内における定期報告の実施</p> <p>機関は、認証を取得した依頼者に対して、機関が別に定める様式に従って、技術等情報漏えい防止措置のうち認証の取得の範囲における措置を適切に実施しているかどうかを自ら確認させ、その確認の結果の報告を行うことを求めるものとする。</p> <p>2 定期報告の実施期間</p> <p>機関は、依頼者に対して認証取得日から起算して一年ごと（認証取得日の前後一月の間）に報告を求めるものとする。</p> <p>3 定期報告内容の確認</p> <p>機関は、依頼者から報告のあった内容について、不備等がないかを確認するものとする。</p> <p><u>第五・第六 (略)</u></p> <p><u>別紙第一 (マーク画像)</u></p>	<p>11 その他</p> <p>一 機関は、審査業務を実施するに当たり、依頼者がJISQ 27001等の類似の認証を受けている場合、情報セキュリティ監査制度に基づく監査人による情報セキュリティの監査を受けている場合等には、当該機関が合理的と判断する範囲において、<u>第一次審査、第二次審査又は現地審査</u>の一部を省略することができるものとする。この場合において、機関は、省略した審査事項を認証証明書に理由を付記して記載するものとする。</p> <p>二 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>備考 表中の( )の記号は注記による。</p>	<p><u>第四・第五 (略)</u></p> <p>(新設)</p>